

# 商慣習法 ACCC

オーストラリアの政府機関である Australian Competition and Consumer Commission (ACCC)が数年前に市場に出回っている製品の安全性を確認する為の一斉捜査を行いました。

ACCC とは消費者保護を目的に設置された連邦政府機関であります。今回対象となりました製品はサングラス及びファッション・レンズで販売店 500 店舗が調査の対象となりました。その内 115 店舗が捜索を受けた結果 21 店舗のみが安全性の基準を満たしておりました。

特に大型店舗チェーンを展開する 3 企業の製品の安全性を無視した販売に ACCC は注目致しました。その中には日系企業も含まれておりました。

商慣習法 (Trade Practice Act) 65C 条では安全基準を満たしていない製品を企業が販売する事を禁じております。危険を解除する為の対策を企業は施さなければなりません。

その日系企業は商品説明を怠ったとして ACCC は起訴致しました。レンズの種類及び自動車運転が可能かどうかを明記するのを怠ったとして起訴されました。

食品や人体に直接関係する商品の卸や販売をする場合特に注意を払う必要が有ります。

更に詳しい内容をご希望の方は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一

(02) 92217555

[Legal.one@advantagepartnership.net](mailto:Legal.one@advantagepartnership.net)

[www.advantagepartnership.net](http://www.advantagepartnership.net)

オーストラリア国ニュー・サウス・ウェルズ州シドニー市  
アドバンテージ・パートナーシップ法律事務所